

よくあるご質問



Q1. 和解あっせんはどんな手続ですか？

弁護士が、中立的な立場から、双方の当事者の話を聞いた上で、話し合い・譲り合いによる紛争解決を目指す手続です。和解あっせんには、双方の当事者が参加しますが、原則として、双方別席で手続を進めることとなります。

和解あっせんは、原則として、平日10時から17時までの間に、栃木県弁護士会館で行われます。

- 手続は非公開なので、秘密が守られます。
- 3回程度の手続が設けられ、手続と手続の間隔は3週間程度とし、3か月以内での紛争解決を目指します。
- 手続は簡易なので、気軽にご利用できます。

Q2. どうすれば利用できるのですか？

栃木県弁護士会所属の弁護士の相談を受けて、その弁護士に紹介状を書いてもらう必要があります。

また、弁護士に依頼して代わりに申し立ててもらうこともできます。

なお、栃木県弁護士会でも法律相談を主催しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

Q3. 費用はどのくらいかかりますか？

申立手数料に加え、和解が成立した場合は、和解成立手数料がかかります。

その他、費用がかかる場合もあります。

申立手数料 10,000円+消費税 申立て側のみ	+	和解成立手数料 原則として、 当事者の折半
---------------------------------------	---	------------------------------------

ご不明な点は、栃木県弁護士会紛争解決センターにお問い合わせください。

栃木県弁護士会紛争解決センターでは

弁護士が中立的な立場から、
当事者の話を聞き、
和解のあっせんをいたします。

お気軽にご連絡ください！

栃木県弁護士会紛争解決センター
(栃木県弁護士会館内)

☎ 028-689-9000

お問い合わせ時間/9時~12時、13時~17時

栃木県弁護士会

検索

<http://www.tochiben.com/>



🅐 駐車場がございますので、ご利用ください

簡易

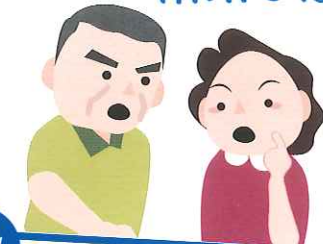
迅速

公正

裁判外紛争解決手続
(和解あっせん)のご案内

~弁護士が話し合いによる
紛争解決を目指します!~

裁判をせずにトラブルを
解決したい...



弁護士が問に入って
話し合い



トラブル解決!



栃木県弁護士会紛争解決センター
(栃木県弁護士会館内)

和解あっせん手続とは…?

弁護士が紛争の解決を
お手伝いいたします!



裁判によらずに簡易・迅速・公正な紛争解決を目指す手続です。

弁護士が、中立な第三者として、双方の当事者の話を聞き、当事者の納得のいく解決を目指します。

トラブルの例

家庭（離婚・離縁・相続）、職場（解雇・残業代・セクハラ・パワハラ）、売買（代金請求・消費者問題）、不動産賃貸借（賃料・明渡し・敷金・修繕）、建築（欠陥住宅・増改築工事）、近隣住民関係、事業関係など、様々なトラブルに利用することができます。



あっせん委員について

弁護士登録5年以上の弁護士があっせん委員となり、和解あっせん手続期日を担当します。医学、建築、会計等の専門知識を要する場合には、各分野の専門委員が、手続に加わることもあります。

個人・企業・その他諸団体様 お気軽にご相談ください

手続の流れ

※手続は、栃木県弁護士会紛争解決センター運営規則に則り運営します。

